

LANDSCAPE PLANNING for TAHARA CITY 2013

田原市景観基本計画

(概要版)

平成25年3月



はじめに



～美しい渥美半島を守り・つくり、 次世代につなぐ～



田原市は、三方を海に囲まれた渥美半島に位置しています。

私たちが暮らすこの風光明媚な渥美半島は、三河湾側の静かな海・表浜海岸の雄大な海の眺め、そして市内の至る所から目にすることができる大山や蔵王山などの山並みやそこからの眺めなど、多種多様な自然・眺望景観を有しています。

また、広大なキャベツ畑や温室群等の農業景観、臨海工業地帯の工業景観も有しており、私たちの生活は田原市が誇る代表的な景観との共存により営まれています。

しかしながら、この美しい渥美半島の景観は、先人たちが長い年月をかけて作り上げてきたことを忘れてはならず、今を生きる私たちの営みも、子供、孫の世代、そして後世に引き継ぐ必要があります。

そのため、本市では、今後の渥美半島における景観形成の基本的な方針及び良好な景観形成に向けた整備・保全に関する施策を明らかにした「田原市景観基本計画」を策定し、「美しい渥美半島を守り・つくり、次世代につなぐ」ことを基本方向としながら、将来に向けた景観施策を展開していく所存でございます。

最後に、この基本計画を推進していくことにより、市民皆様方一人ひとりが具体的な景観まちづくりに参画し、地域の特性に応じた景観づくりの取組みが進むことを期待するとともに、本計画の策定に携わっていただきました策定委員の方々をはじめ、貴重なご意見を頂いた市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

田原市長 鈴木 克幸

LANDSCAPE PLANNING for TAHARA CITY 2013



IRAGO

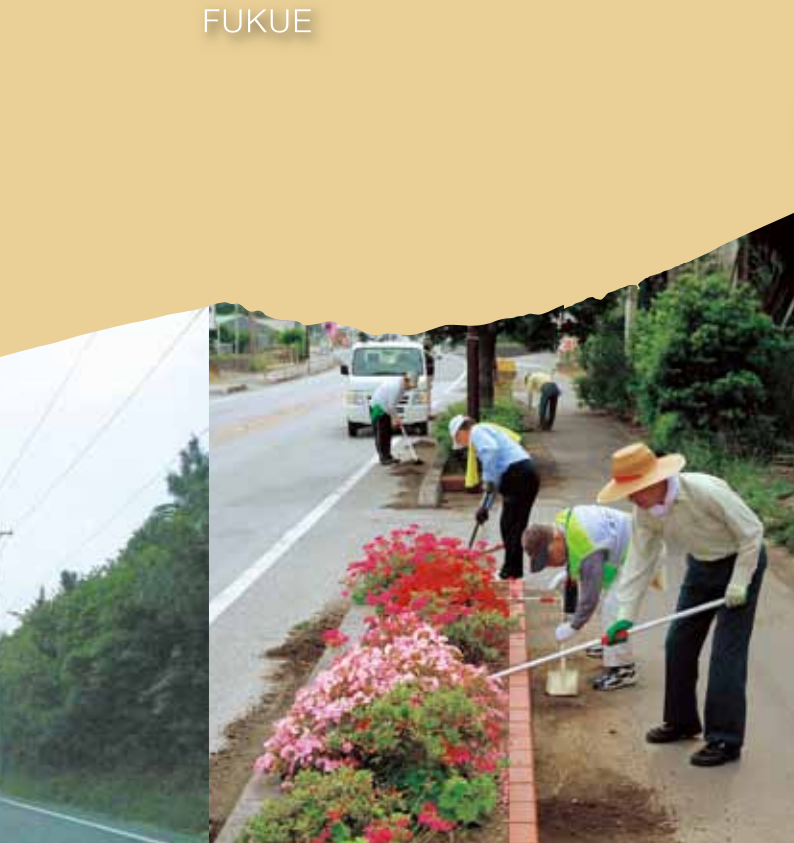


TAHARA

TAHARA CITY

FUKUE

AKABANE



C O N T E N T S

はじめに

目 次

序章

田原市景観基本計画とは 1

1 田原市における景観の捉え方 3

2 策定の背景と目的 4

3 上位・関連計画における景観基本計画の位置付け 5

第1章

田原市の景観特性 7

1 田原市の概況 9

2 田原市の景観特性 9

第2章

景観基本計画の区域と方針 13

1 景観基本計画区域の設定 15

2 景観形成の基本理念と目標 15

3 エリア別景観形成の方針 16

4 特徴的な景観を有している地区の景観形成の方針 22

第3章

田原市における景観形成に向けて 25

1 実現方策の一例 27

2 景観づくりへの誘導の枠組み 32

3 景観形成の実現方策(全市レベル) 33

4 界隈景観形成の実現方策(地区レベル) 38

5 身近な景観形成の実現方策(市民レベル) 38

第4章

良好な景観形成に向けた取り組み 39

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 41

2 景観重要公共施設の整備に関する事項 42

3 屋外広告物の景観形成に関する方針 43

4 自然公園法の特例に関する事項 43

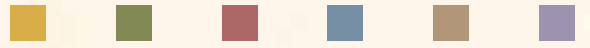
第5章

景観まちづくりの推進施策 45

1 計画の推進 47

2 景観まちづくりの進め方 47

3 景観まちづくりを促す啓発奨励施策 51



美しい渥美半島を 守り・つくり、 次世代につなぐ

美しい景観は、すぐに完成するものでなく、先人たちが長い年月をかけて作り上げられたものです。私たちが暮らす渥美半島は、時代時代での生活や文化、歴史が重なりあって作り上げられたものであり、今を生きる私たちの歴史等も次の世代に引き継がなければなりません。

今、私たち一人ひとりが個々の美しさと半島全体の美しさを20年、30年先、さらに次世代に引き継ぐため、その将来像の共通認識を持って、今、なすべき景観づくりに取り組み、行動することが大切です。

序 章

田原市 景観基本計画とは

1 田原市における景観の捉え方

田原市は三方を海に囲まれ、三河湾側の静かな海の生業(なりわい)景観、太平洋側の雄大な自然海岸景観、市内の至る所から目にできる山地景観、大きく広がりのある農地景観、市街地や農漁村の集落地におけるまちなみ景観など多様な表情を持った景観があります。

このような景観は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることを指しています。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しいこの田原市の景観は、地域のかげがえのない財産となり、市民一人ひとりの誇りとなっています。

そこで本計画では、田原市の景観の全体像を、自然と市民の生活や産業により創出される歴史のあるいは文化的風景であるとして、『自然』、『生活・産業』、『歴史・文化』の3つの観点から捉えます。

景観とは

景観法においては、景観について、具体的に定義されていませんが、第2条(基本理念)に、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」とあり、また、景観は、街並みなどの眺められる対象を示す「景」と、それらを眺める主体である人間の感覚や価値観を表す「観」の2つの文字が組み合わさってできた言葉だと言われています。

田原市の景観を捉える3つの観点



2 策定の背景と目的

1 背景

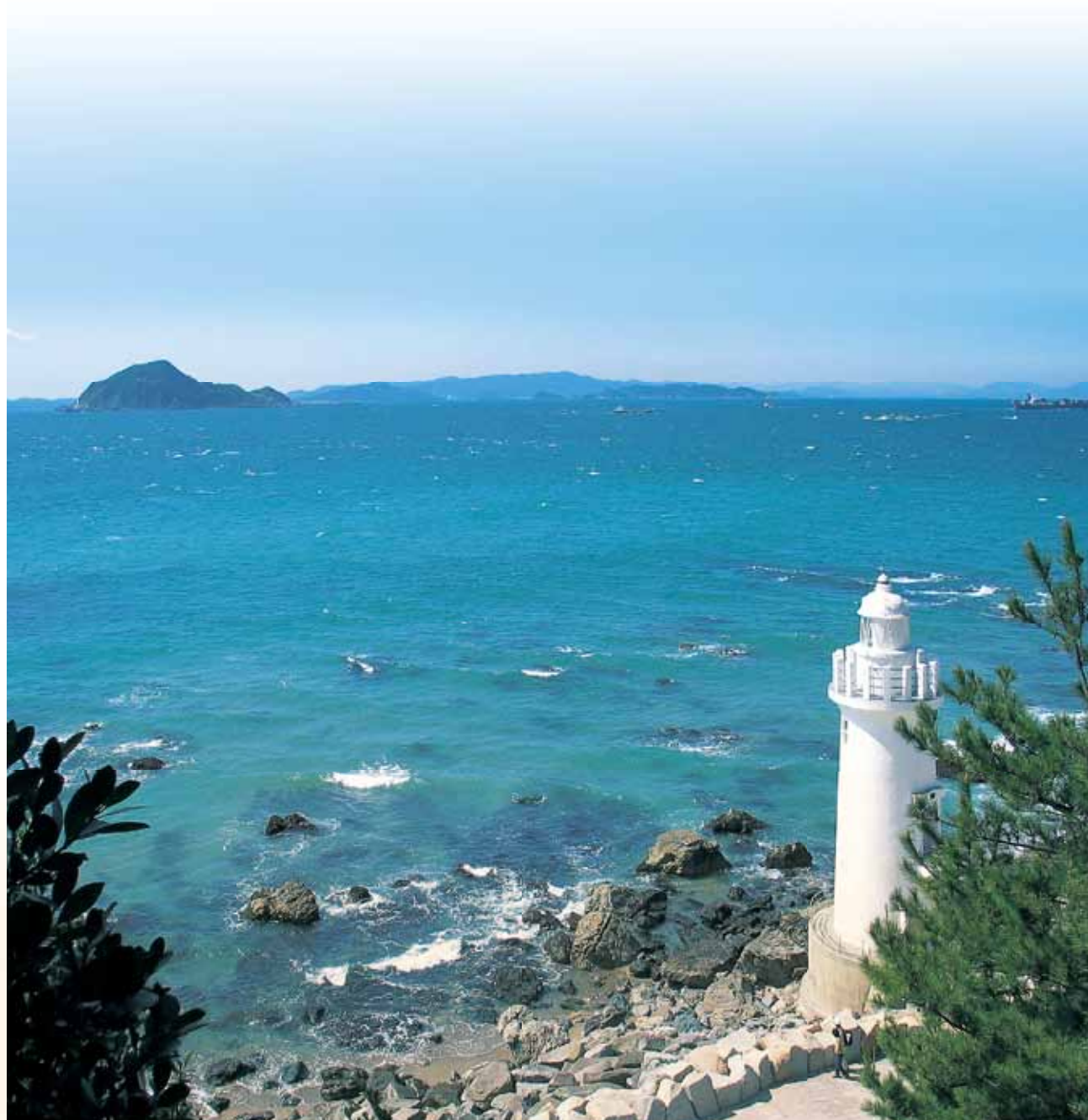
景観は、地域固有の自然や風土、歴史や文化、住民の生活等がつくりだす総合的なものであり、美しいまちづくりにとって不可欠な要素です。そのような認識のもと、国は、平成16年6月に都市、農山漁村等における良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めた景観法を定め、全国の市町村では法に基づいた景観計画に沿って、景観を重視したまちづくり事業が展開されています。

一方、田原市には豊かな自然や歴史資源、美しい生活空間や活力のある産業群などの景観資源が地域の至る所に分布しており、今後、これらを守り、育て、次世代につなげていくことは、今後の田原市の地域づくりを考えていく上で非常に重要なことです。

しかしながら、市域全体の景観形成にかかわる計画が策定されておらず、基本的な方針が明確になっていないのが実情で、今後の田原市における景観形成の羅針盤となる基本計画の策定が求められています。

2 目的

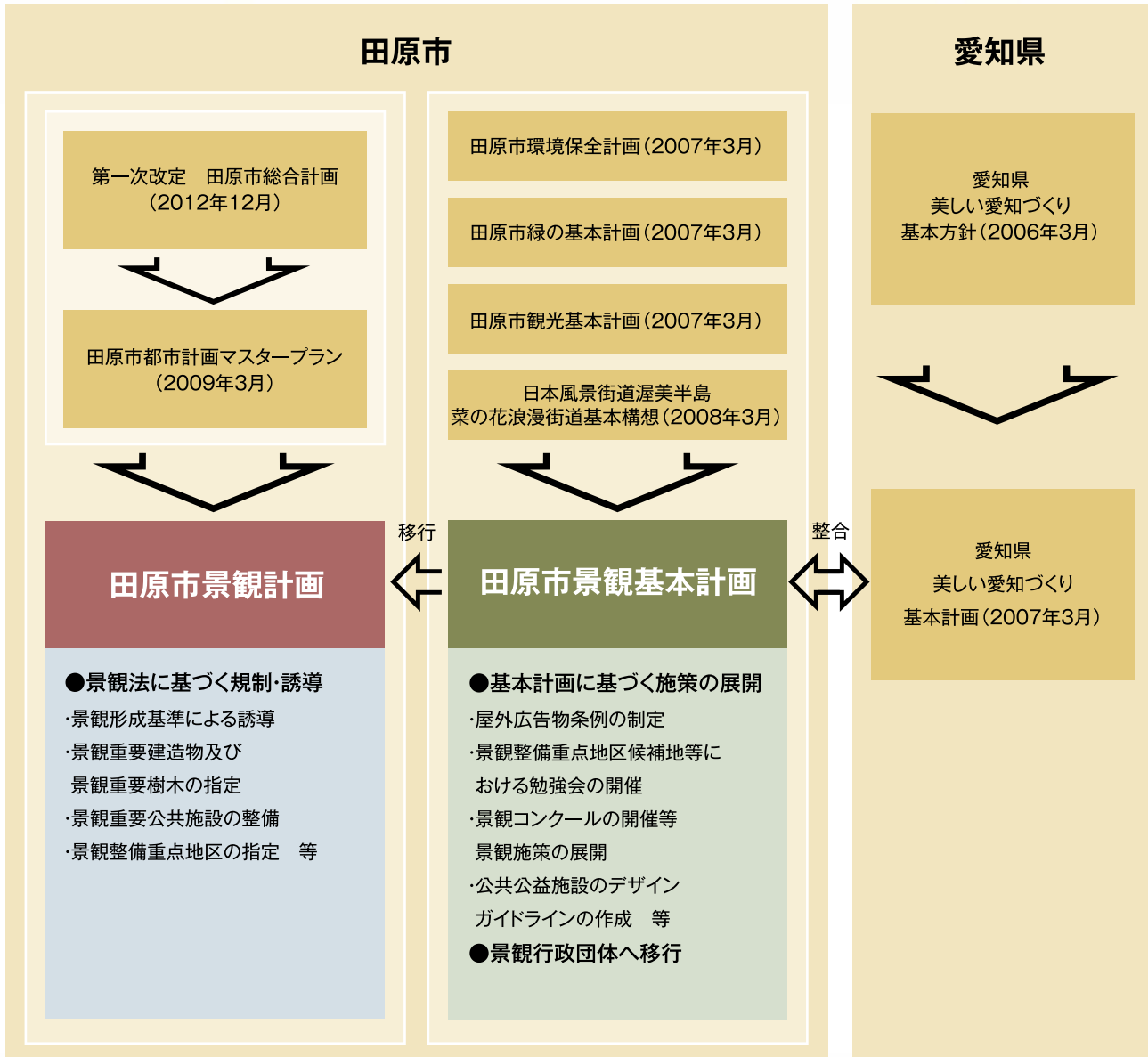
本計画は、田原市の優れた景観を資産として生かし、美しい渥美半島を次世代に継承するため、本市における景観形成の基本的な方針及び良好な景観形成に向けた整備・保全に関する施策を明らかにすることにより、市民・事業者・行政にとって、目指す方向性を共有することができるマスタープランとして機能するものとします。



3 上位・関連計画における景観基本計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、景観形成の基本的な指針として機能していくものとなるものです。

そのため、計画策定にあたっては、「田原市総合計画」や「田原市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と整合を図っていくものとし、以下、上位・関連計画を含めた計画体系の位置付けを示します。





第1章

田原市の景観特性



1 田原市の概況

1 背景

田原市の景観特性として、海岸や山、農地等の自然的景観、田原城跡や寺下通り等の歴史的景観、田原市街地や福江市街地等の市街地景観と赤羽根市街地等の集落景観に大きく分類でき、多様な景観により構成されています。



農地と蔵王山等



田原城跡



田原市街地の景観



雄大な太平洋ロングビーチ



蔵王山からの良好な眺め

2 田原市の景観特性

1 自然的景観(海・山・農地)

海 海の景観

- 田原市は、三方を海に囲まれ、三河湾側の内海は、波も穏やかで海苔の養殖や潮干狩りなど、生業としての景観が眺められます。
- 太平洋側の外海は、波も高く、太平洋ロングビーチではサーフィン利用者も見られます。また、海岸沿いは片浜十三里といわれる直線状の海岸となっており、高さ20m以上もある海食崖(ほうべ)が太平洋の荒波に浸食されて切り立つ姿は、大自然の雄大さが見られる特徴的な景観の一つです。



内海の風景



潮干狩り



恋路ヶ浜



片浜十三里

山 山の景観

- 渥美半島の中央部には、赤石山系の端に当たる標高300m程度の山が点在して一連の山並みを形成しており、市内の多くの場所からその姿が眺められます。
- 渥美半島で最も高い大山(327.9m)や田原市を代表とする蔵王山(250.4m)では、360°の大パノラマが展望台から眺められ、太平洋や三河湾が一望できます。



山並み



蔵王山からの大パノラマ

農 農地の景観

- 野田町や馬伏町等でまとまりのある水田が分布しています。西山町や六連町等には広大なキャベツ畑が集積し、和地町や赤羽根町では電照菊の温室群がまとまりのある農地の景観として特徴的です。
- 大根のはざかけ風景はこの地方の冬の風物詩でしたが、非常に少なくなり、記憶の中での風景になっています。



水田



大根のはざかけ

2 歴史的景観



塚 貝塚・古窯跡等

- 吉胡、伊川津、保美等の大規模な貝塚では埋葬人骨が大量に発掘され、全国に知られていますが、吉胡貝塚を除いて、多くの遺跡や貝塚は人の目にも付きづらく、景観的資源として認知・形成されていないのが現状です。
- 渥美半島では、12世紀の初めから13世紀の頃にかけて焼き物づくりが盛んでした。市内に残されている古窯跡は全国的にも有名で、今後はこれらを景観資源として、文化財指定による保護、継承する必要があります。



城 中世の城館等

- 中世の城館、陣屋、海岸防備の施設が市内の至る所に残され、それらは地域の歴史の歩みを知る大事な景観資源となっています。
- 現在では多くの景観資源が失われており、都市化の進行とともに今後も残り少ない景観資源が失われていくことが懸念されているため、現在残っている景観資源は、景観資源のみではなく、その周辺も含めて保全していくことが大切です。



廃藩前の二の丸櫓(明治4年)
(出典:田原の文化財ガイドⅢ)



道 街道

- 渥美半島の古い「陸の道」としては、太平洋沿いを通る「伊勢街道」と、三河湾沿いを通る「田原街道」と呼ばれる2つの街道があり、概ね現在の国道となっています。古くからの街道の趣きは少なくなったものの、街道沿いには田原城跡をはじめ常夜灯など、当時をしのばせる景観資源が残されています。



里 集落

- 表浜の海岸線に沿ってほぼ等間隔に集落が連続しており、現在でも多くの集落がその形をとどめています。特に赤羽根集落では高い生垣や大きな門長屋、細い路地等が残っており、古くからの建物が残る趣き深い集落景観が見られているとともに、その他集落においても、集落ごとに地域独自の景観が残されています。



戦 戦争遺跡

- 渥美半島には戦争遺跡が数多くあり、伊良湖射場関連施設のほか、太平洋戦争時に設けられた施設が残っています。
- しかしながら、建物として残っているものは少なく、当時を知る貴重な歴史資料として、周辺の景観に配慮しつつ将来の世代に引き継いでいくことが大切です。



建 近代建築物

- 田原市内の近代化遺産としては、(旧)野田郵便局、平野歯科医院、赤羽根町歴史民俗資料館があげられています。
- また、近代和風建築としては、華山文庫・収蔵庫、旧江戸屋、内柴邸離れ(茶室・座敷・洋館)、石原製鋼所、柳原忠兵衛家住宅、田原郵便局、自治田原警察署庁舎、ますや旅館、尾張屋旅館、田原市民族資料館及び田原市立田原中部小学校校舎等があげられています。
- これらの近代建築物は現在も改修され、活用されているものもありますが、老朽化が進んでいるものや壊されたものもあり、今後は、大切な景観資源としての保全が望まれます。



華山文庫・収蔵庫



内柴邸離れ(茶室・座敷・洋館)

3 まちなみ景観

■田原市街地は、都市化された市街地景観となっていますが、城下町周辺では城下の趣きが感じられる景観が一部残っています。



はなとき通りの民有地緑化



武家屋敷の名残りが感じられる生垣

■赤羽根市街地は、古くからの趣きのある集落景観が残っています。



古い建物が残るまちなみ



細い路地景観

■福江市街地では、市街地景観が主となっていますが、城坂や海岸沿いの旧商店街では当時の状況をしのぼせる趣きのある景観が一部残っています。



旧商店街の名残りが感じられるまちなみ



城坂

4 公共公益施設等の景観

道 道路景観

- 場所によっては、電線類の錯綜や電柱類が山の景観を阻害している状況が見られます。
- 主要な道路である国道42号や国道259号等では、雑草が多く見られます。
- 景観に配慮したガードレール等が少ない状況が見られます。
- 市街地内や市街地周辺部の屋外広告物が、見る位置によっては山並みを分断している状況が見られます。



電線類の錯綜



道路の雑草(国道259号)

港 港景観

- 港は、海に接し、集落に接し、生業の場として大切な場所で、船溜まりや海が眺められる場所です。港は視点場としての役割も担っていますが、港全体としての修景デザインに配慮が欠けている港も見られます。



船溜まりと集落の景観



伊良湖港の景観

川 河川景観

- 汐川は田原市街地を流れ、一部親水空間や散策路の整備が行われていますが、コンクリート製の護岸や川から見える屋外広告物など、河川景観と調和していない所も見られます。
- また、河川の河口部や河川敷などには、廃棄された船などが見られます。
- 免々田川では、住民が主体となって河川景観の修景活動が行われています。



田原市街を流れる汐川



免々田川沿いの菜の花

5 眺望景観

田原市の景観の特徴の一つに良好な見晴らし(パノラマ)景観があります。

【見晴らし景観を眺める視点場】

- 太平洋ロングビーチや表浜海岸からの海の眺め
- 蔵王山や衣笠山等からの海や農地、市街地、集落等の眺め
- 初立池や神戸大池水辺公園のように農業用ため池の一部を公園化した池の眺望景観
- 広大なキャベツ畑や温室等の農業景観
- 漁港や漁村の生い立ちとしての海の眺望景観

【見通し(ビスタ)景観】

- 国道42号や国道259号



海食崖(ほうべ)の高台から見る太平洋(谷ノ口公園)



初立池からの眺望景観



温室の眺め



国道の景観

6 景観構造

- 田原市のランドマークとしては、市街地や集落、国道、海岸等から見える山、灯台、風車等があります。
- 人が集まる結節点としては、駅や市役所等がある田原市街地に多く見られます。
- 縁としては、三方の海辺や河川、山裾などがあります。
- 軸としては、国道(42号、259号)等の幹線道路や豊橋鉄道渥美線といった鉄道が機能しています。
- まとまりのある地域としては、農業ゾーン、山地ゾーンが大きな地域として占めており、田原、福江、赤羽根の市街地ゾーン、臨海工業地ゾーンが地域としてまとまっています。

【ランドマーク(目印)】



伊良湖岬灯台



福江の火の見やぐら

【結節点(人の集まるどころ)】



田原市役所



三河田原駅

【縁(地形の変化点)】



汐川



海食崖(ほうべ)

【軸】



国道42号



国道259号

【地域(地域のまとまり)】



緑の豊かな集落



温室群



第2章

景観基本計画の 区域と方針



第2章 景観基本計画の区域と方針

1 景観基本計画区域の設定

市全域で良好な景観形成を推進していくため、計画対象区域は市内全域とします。

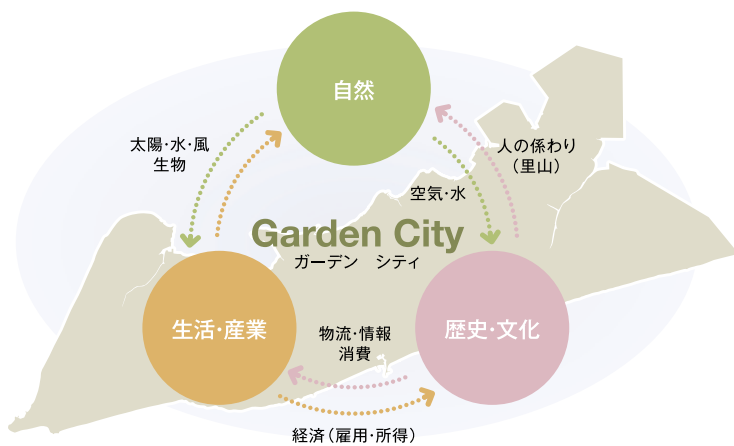
2 景観形成の基本理念と目標

1 基本理念

三方を海に囲まれ、温暖な気候、山などの豊かな自然環境に包まれた渥美半島で、田原にしかない豊かな景観資源を次世代に引き継ぐための基本理念を、以下のように定めます。

ガーデンシティ(田園都市)の景観づくり

一市民の手により自然景観を守り育み、自然と調和した産業景観と美しく快適に暮らせる都市景観の創出—



“ガーデンシティ”とは、産業革命による経済優先の劣悪な都市環境にあった百年前のロンドンで提唱された都市づくりの言葉です。この“ガーデンシティ”が目指すものは、大都市郊外において、豊かな自然環境、農業・工業などの生産の場、生活空間が調和して、持続可能となるようにデザインされた理想都市でありますので、田原市の将来イメージとして用いることとしました。

また、“ガーデン(garden)”という英語は、“庭”や“庭園”の意味のほかに、肥沃な耕作地帯、豊穡・楽園・余暇を象徴する言葉です。
(第1次田原市総合計画より抜粋)

2 基本目標

基本理念に基づき、ふるさとの景観づくりに取り組む全体の基本目標を以下のように設定します。

目標 1 市民による市民のための景観づくりを進めよう!

市民の手により玄関先に花を植えたり、家の周りのゴミを片付けたり、身の回りの簡単なことから身近な景観づくりを始めましょう。

目標 2 先人が創り上げてきたふるさと景観を守り育み、そして継承しよう!

長い時間をかけて先人が創り上げてきた大切なものに目をむけてふるさと景観づくりを始め、継承しましょう。

目標 3 おもてなしの心で、心癒される美しい景観を守り、そして創ろう!

渥美半島の豊かで多様な自然景観を守るため、不必要で派手な屋外広告物や周辺の景観と調和しない建物や工作物などは見直して、うるおいと活力あるガーデンシティに調和する田原市を創造しましょう。

3 エリア別景観形成の方針

1 エリアの設定

市内の景観特性や土地利用の現況に配慮しながら計画対象区域を区分します。

【計画対象区域の区分の考え方】

市内には海浜やその周辺、蔵王山等の山並み、本市の基幹産業である農業地域に点在する市街地や集落があります。こうした面的な広がりを捉え、市内を「海」「山」「農」「まち」の4つの景観エリアに区分することとします。

また、景観資源を眺める重要な骨格軸として、国道及び鉄道沿いを「沿道景観軸」、主要な河川を「河川軸」と位置付けます。



図2-1 景観エリア及び景観軸（詳細図）

【景観エリアとエリア別土地利用規制区域】

景観形成を具体的に進めるために、景観エリアは現在他法令で法規制されている区域を元に設定します。

エリア別土地利用規制一覧

エリア名	区域の範囲	自然公園区域			農業振興地域		市街化区域	市街化調整区域
		三河湾 国定公園 (特別保護区)	三河湾 国定公園 (特別地域)	渥美半島 県立自然公園 (特別地域)	農用地	白地地域 (無指定)		
海の景観エリア	普通地域及び山地部分を 除く自然公園区域	○	○					○
山の景観エリア	海、農、まちの景観エリア 及び沿道景観軸以外の区域		○					○
農の景観エリア	農業振興地域内農用地区域			○	○			○
まちの景観エリア (市街地)	市街化区域						○	
まちの景観エリア (集落地)	農業振興地域内農用地区域外					○		○
沿道景観軸	R42.259の道路端から100m 及び豊橋鉄道の軌道端から100m	○	○		○	○	○	○
河川軸	河川区域から10mの範囲				○	○	○	○



2 エリア別景観形成の方針



海の景観エリア 景観形成方針



「美しい自然景観の保全」の視点

- 太平洋の荒波が打ち寄せる表浜海岸は、大自然の雄大さが見られる特徴的な景観であることから、その保全を図ります。
- 特に、伊良湖岬周辺や太平洋ロングビーチ周辺は重要な景観資源であることから、自然景観の保全に加え、より美しくする景観づくりを進めます。
- 海岸沿いの美化として、漂着ゴミの対策や傷んだ松林の再生を図ります。また、松林の再生に合わせて津波対策の実施を検討します。



太平洋ロングビーチ

「歴史的景観の継承」の視点

- 表浜海岸では、幕末の海岸防備の施設や第2次世界大戦の戦争遺跡が数多く残されていることから、これらの歴史的資源を次世代に継承する景観づくりを進めます。



伊良湖岬灯台

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- 海苔の養殖等の生業の場である内海側については、干潟や養殖風景の保全を図ります。



三河湾での潮干狩り

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- 伊良湖岬を始め数多くの眺望ポイントが海沿いに分布しており、これらのポイントを「視点場」として位置付け、そこから眺める景観の保全や改善を進めます。また、視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。



山の景観エリア 景観形成方針



「美しい自然景観の保全」の視点

- 渥美半島の山地は、海沿いやまちなかのいろいろな方向から眺めることができるランドマーク的な山地景観を形成しており、特に、山裾に広がる農地や海浜と一体となった山並みの風景は渥美半島の大きな魅力であることから、山の緑のまとまりや連年の保全を図ります。
- 貴重な植生が残る保存エリアについては、その周辺の緑地を含めて保全を図ります。



蔵王山から見た市街地

「歴史的景観の継承」の視点

- 山地には、古墳、陣地、社寺等が分布していることから、これらの歴史的資源を次世代に継承する景観づくりを進めます。



蔵王権現

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- 緑の質の低下を防ぐための里山づくりを市民参加で進めます。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- 山頂等は、田原市の景観を眺める「視点場」として位置付け、そこから眺める景観の保全や改善を進めます。また、視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。



広がりのある農地と山並みが調和した景観



農の景観エリア 景観形成方針



「美しい自然景観の保全」の視点

■当該エリア内に残存する樹林地、ため池、河川等の自然的要素は、農の景観にうらおいを与える重要な景観資源であることから、その保全を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

■当該エリア内には、貝塚、古墳、中世の城館等の文化財が分布していることから、これらの歴史的資源を次世代に継承する景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- まとまりと広がりのある農地景観を維持するためには、農業経営が健全に行われることが必要であるため、今後も農業の振興を図ります。
- 耕作放棄地や休耕地の有効活用や廃温室を改善し、農地景観の魅力向上を進めます。
- まとまり感や広がり感に満ちた農地景観を維持するため、建築物、工作物、屋外広告物等の立地を適切に誘導します。
- 四季をアピールする観光資源として、農地景観を活用します。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

■当該エリア内に存する公園や観光施設等を、広がりある農地景観を眺める「視点場」として位置付け、そこから眺める景観の保全や改善を進めます。また、視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。



電照菊



温室群



菜の花畑



まちの景観エリア(市街地) 景観形成方針



「美しい自然景観の保全」の視点

■市街地内に存する社寺林や屋敷林及び河川等の緑地は、まちの景観にうらおいを与える重要な景観資源であることから、その保全を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

■田原城跡及び城下町、福江城坂周辺、赤羽根市街地には多くの歴史的資源が残されていることから、これらの資源を活用したまちづくりを積極的に進め、生活環境の向上やまちの活性化を図ります。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- 市街地の緑量の増加によるうらおいを高めます。
- まちの環境改善や活性化に向けたまちづくりを実施する際には、地域の歴史や現在のまちなみに調和するよう配慮します。
- 臨海部の工業地景観は、田原市の眺望景観の中でも大きな影響力を有することから、敷地内の緑化や工場の意匠デザイン等に配慮するよう促します。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

■田原駅前、市役所、観光地等の人が多く集まる場所を田原市の魅力をアピールする「視点場」として位置付け、そこから眺めることのできる個性的、魅力的な眺望景観の保全または創造を図ります。



生垣と石積みが特徴的な街の景観



良好な市街地景観



緑豊かな工場地景観



まちの景観エリア(集落地) 景観形成方針



「美しい自然景観の保全」の視点

- 集落地内に存する社寺林や屋敷林及び河川等の緑地は、まちの景観にうおいを与える重要な景観資源であることから、その保全を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

- 集落地内には地域の生い立ちを物語る歴史的資源が残されていることから、これらの資源の保全と活用を進めます。また、これらの資源を巡ることのできる周遊路ネットワークの形成を図ります。
- 集落地形成の歴史から、集落地内の建物は同種のデザインのものが多く集積して一団のまとまりを有していることから、このまとまり感の保全を図ります。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- 集落地内の環境改善や活性化に向けたまちづくりを実施する際には、地域の歴史や現在のまちなみに調和するよう配慮します。
- 農家の分家住宅等が農地景観や集落地景観と調和するように誘導します。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- 集落地に存する集会所や公園など、人の集まる場所を「視点場」として位置付け、そこから眺めることのできる個性的、魅力的な眺望景観の保全または創造を図ります。



集落地景観



集落地景観



白谷の石積みの上に建つ倉



趣きのある和風の建物



沿道景観軸 景観形成方針



「美しい自然景観の保全」の視点

- 道路を新設または拡幅する場合には、沿道の自然景観と調和するよう配慮します。

「歴史的景観の継承」の視点

- 国道42号は伊勢街道、国道259号は田原街道であったように、この2路線は景観軸であるとともに歴史軸ととらえることができることから、沿道に存する歴史的資源を活用した景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- 田原市の個性を感じることができるシンボリックな道路景観を創造します。
- おもてなしの心を感じる大切な景観軸として、花であふれた沿道景観の形成を図ります。
- 雑草が枯れ、ゴミが散乱する道路は街のイメージを大きく損なうことから、道路美化活動の推進を図ります。
- 無秩序な屋外広告物の設置や電線電柱類は、景観形成上の大きな障害要素であることから、広告物についてはその位置やデザイン・大きさを適切に誘導します。また、必要に応じて電線電柱類の整理を行います。
- 農地の土砂流出を防止し、法面保護を図ります。
- 自転車道構想や渥美半島菜の花浪漫街道等と連携を図りながら、計画を実行していきます。



特別地域内の沿道



菜の花畑



国道沿道の農地景観

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- 雄大な海の景観を眺望することができる視点場を、適切な場所に設定します。



「美しい自然景観の保全」の視点

- 豊かな自然を有する河川は、都市環境に大きなうるおいを与えることから、生態系の観点に加え、景観の観点からも保全を図ります。
- 良好な自然環境を維持し、景観的にも魅力を高めるため、河川美化の推進を図ります。

「歴史的景観の継承」の視点

- 川には古くからの人々の暮らしの記憶があることから、川沿いに残る歴史的資源を活用した河川景観づくりを進めます。

「自然や歴史と調和する生業景観や生活・産業景観の形成」の視点

- 河川の護岸改修、整備にあたっては、生態系への配慮に加え、景観的視点に配慮し、沿岸地域との調和やうるおい感を創出します。
- 河川は市民の散歩道として利用されることも多いため、歩きやすい道の整備に加え、川沿いの緑化等により楽しく快適に歩ける環境づくりを進めます。

「景観を楽しむ視点場の形成」の視点

- 河川堤防のうち、河川と一体となったまちの風景や農の風景を眺めることのできる場所を「視点場」として位置付け、そこから眺めることのできる個性的、魅力的な眺望景観の保全または創造を図るとともに、その視点場へのアクセス路や視点場の安全性等を確保します。



汐川



清谷川



免々田川

4 特徴的な景観を有している地区の景観形成の方針

1 エリアの設定

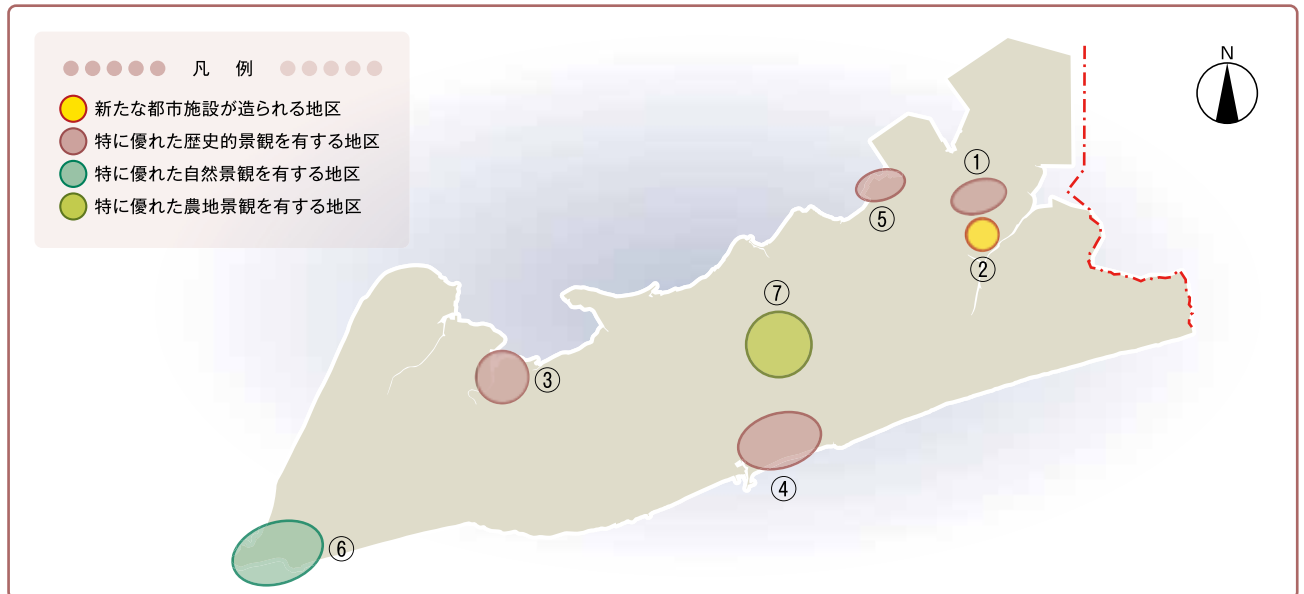
趣きのある集落や歴史的雰囲気を感じられる城下町など、田原市における界隈景観の特色は、地区単位で異なっており、今後も引き続き地区独自の良好な景観を保全する必要があります。

一方、今後新たに整備され田原市の顔となるような地区についても、田原市らしい景観の創出に主眼をおいた配慮が必要となるため、本計画において特に地区的な景観形成が必要で、かつ、特徴的な地区を景観重点整備地区候補地として設定し、地域単位で実践的な景観づくりを推進します。

なお、景観重点整備地区候補地ごとに景観づくりに対する方向性、コントロールが必要な基準項目等を例示していますが、その検討にあたっては、市民と一緒に設定します。

【景観重点整備地区候補地の設定】

景観重点整備地区候補地として、特色ある界隈景観地区、テーマ性のある眺望景観地区、田原をイメージさせる農地地区を以下に示し、その概況及びその方向性を示します。



【景観重点整備地区(候補地)位置図】

特色ある界隈景観地区	エリア名
①田原城跡周辺地区	まち(市街地)
②三河田原駅周辺地区	まち(市街地)
③福江城坂周辺地区	まち(市街地)
④赤羽根地区	まち(市街地)
⑤白谷清水地区	まち(集落地)
テーマ性のある眺望景観地区(田原市の重要な眺望景観)	エリア名
⑥伊良湖岬地区	まち(集落地)
田原をイメージさせる農地地区	エリア名
⑦サンテパルク地区	農・まち(集落地)

2 景観重点整備地区候補地別景観形成の方向性

【良好な景観形成のための方向性】

地区名(仮称)	方向性	想定される基準項目(案)
田原城跡 周辺地区	<p>城下町としてまとまった緑(樹林)や生垣、古い趣きを持った建物は保全し、古い道沿いの建物については、歴史的な地区に調和するよう形態意匠のルール化による落ち着いたまち並みの形成や趣きづくりを図る。また、城下町を散策しやすいように適切な案内及び誘導サインの設置を図る。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物高さの最高限度 ■ 建物の色彩 ■ 屋根形状 ■ 垣柵 ■ 緑化 ■ 屋外広告物
三河田原駅 周辺地区	<p>中心市街地としてふさわしい地区となるよう屋外広告物のルール化や、緑化の推進、ファサードのルール化、駐輪場の秩序など、緑豊かで魅力ある景観形成を図る。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物の色彩 ■ ファサードの形態意匠 ■ 緑化 ■ 屋外広告物
福江城坂 周辺地区	<p>港町の特徴をもった地区となるよう城坂周辺の趣きのある建物の保全を行うとともに、建て替え時における建物のルールを設定するなど、歴史を感じさせる空間づくりを図る</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物高さの最高限度 ■ 建物の色彩 ■ 屋根形状 ■ 垣柵 ■ 緑化 ■ 屋外広告物
赤羽根地区	<p>防災性と生活利便性に配慮して、狭い路地の修景や、趣きのある古い建物の保全と建て替え時の建物のルール化により、落ち着いた市街地(農村集落)づくりを図る。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物高さの最高限度 ■ 建物の色彩 ■ 屋根形状 ■ 生垣 ■ 緑化 ■ 屋外広告物
白谷清水地区	<p>防災性と生活利便性に配慮しながら、特徴的な風情の景観保全を図る。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物高さの最高限度 ■ 建物の色彩(黒壁) ■ 切妻瓦葺きづくり ■ 妻入りの建物配置 ■ 垣柵・緑化 ■ 屋外広告物
伊良湖岬地区	<p>田原市の観光拠点として、伊良湖岬、太平洋、伊勢湾等の美しい眺望景観の保全と、集落地内の景観保全及び良好な住環境の維持を図るために、自然と調和した集落地内の景観づくりを図る。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物高さの最高限度 ■ 建物の色彩 ■ 屋根の色彩 ■ 屋根形状 ■ 緑化 ■ 屋外広告物
サンテパルク 地区	<p>広がりのあるまとまった農地景観の保全、区域内の農村集落景観の維持、芦ヶ池については自然な景観に調和するような景観形成を図る。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建物高さの最高限度 ■ 建物の色彩 ■ 屋根形状 ■ 屋外広告物



第3章

.....●.....

田原市における 景観形成に向けて



第3章 田原市における景観形成に向けて

1 実現方策の一例

4つの景観エリアと2つの景観軸の景観形成方針に基づき、それぞれの実現方策の一例を以下に記します。



海の景観エリア



景観に配慮した場合



放置した場合

方策1

特徴的な海の景観を保全するため、沿岸に立地する建物や工作物等が周辺の景観と調和するように誘導します。
内海側:港(姫島、馬草、宇津江、泉、伊川津、福江、伊良湖、赤羽根)周辺、潮干狩り(福江、白谷)
外海側:伊良湖岬、恋路ヶ浜、赤羽根ロングビーチ、一色の磯、新井海岸、海食崖



ヨットハーバー越しに緑豊かな山並みと、水辺に調和した景観が眺められます。



彩度の高い建物や、山の稜線を分断する高い建物ができると、違和感のある景観になってしまうので、建築物の高さ・色彩の誘導が必要です。

方策2

海岸沿いのテトラポットや構造物等の景観的な配慮を図ります。
港周辺、ココナッツビーチ伊良湖、白谷海浜公園、仁崎海水浴場、太平洋ロングビーチ

方策3

海岸沿いの松林の保全及び傷んだ松林の再生を図ります。また景観に配慮した津波対策(ボタ山の活用)の拡充を実施します。
仁崎海水浴場、恋路ヶ浜、西ノ浜、江比間海岸 等

方策4

多様な海岸景観を阻害する海岸沿いの漂着ゴミ対策を図ります。
港周辺、ココナッツビーチ伊良湖、白谷海浜公園、仁崎海水浴場、太平洋ロングビーチ、一色の磯

方策5

伊良湖岬、表浜海岸等本市の主要な視点場からの良好な眺望景観の保全を図ります。
海岸沿い、海食崖上部、港、太平洋ロングビーチ



山の景観エリア

方策 1 山の景観を保全するため、山地周辺に立地する建物や工作物等が周辺の景観と調和するように誘導します。
蔵王山、衣笠山、大山



連続する美しい山並みと、低層の住宅が調和しています。



高層の建物は山の稜線を分断しかねません。また、彩度の高い建物は、背後の山の緑とも合っていません。

方策 2 田原の都市の姿を俯瞰(ふかん)する視点場について、眺望景観を阻害する要素に対して改善を図ります。また、新たな視点場の創出を図ります。(見る景観)
和地小学校北側展望台、岡ノ越、尾村山展望台、渥美の森展望台、東山展望台、衣笠山展望台

方策 3 天然記念物として指定されている区域では、それらの区域と周辺景観についても保全を図ります。
天然記念物として指定されている区域:宮山原始林、椴(なぐさ)のシデコブシ、黒河湿地

方策 4 緑豊かな農の景観と山並み景観の一体性を維持するために、主要な道路等から望見できる山地に対して、土取場対策を図ります。
国道沿道 等

方策 5 ランドマークとしての象徴性や独立性を保てるように、ランドマーク周辺の景観保全を図ります。
ランドマークとなる山や島(笠山、姫島)



農の景観エリア

方策 1

農地景観の広がり感を維持します。
農振農用地(キャベツ畑、温室)、和地温室団地



山並みとキャベツ畑の緑が、緑豊かな景観を与えています。



大きな看板類は、背景の緑やキャベツ畑への眺望を遮っています。

方策 2

まとまりのある農地景観の維持や周辺耕作地への影響等に配慮して、耕作放棄地及び休耕地の有効活用を図ります。
まとまりのある農地景観(芦ヶ池東側の田園)、耕作放棄地

方策 3

まとまりのある農地景観の保全を図るために、主要な道路等から望見できる廃温室対策及び高圧鉄塔や風力発電等の高構造物についての景観的な配慮を検討します。
まとまりのある農地

方策 4

観光客や市民が四季を感じられる農地景観の紹介を検討します。
国道沿道の農地



街の景観エリア(市街地)

方策 1

市街地については公共用地だけではなく、民地についても積極的に緑化を促し、田原市街地の緑の景観の創出を図ります。
田原市街地
田原、赤羽根、福江市街地の社寺林や屋敷林の保全並びに緑量増加による景観の質と量の向上を図ります。
市街化区域内にある社寺林や屋敷林



豊かな民有地の緑



方策 2 市街地等における空き店舗や廃屋等の景観の改善を図ります。
市街地

方策 3 市街地内における主要な公共施設等からの蔵王山への眺望景観について、保全や改善を図ります。
田原市内の公共施設や主要な道路 等

方策 4 残された重要な歴史的資源を活かした景観まちづくりを進めます。
田原城跡周辺、寺下通り、福江城坂周辺

方策 5 特徴的な眺望景観の支障とならないように、周辺の自然景観に調和した工業地景観の創出を図ります。
工業地

まちの景観エリア(集落地)

方策 1 集落地のまとまりのある景観を維持します。
市内の集落地



海、海岸林、低層の家屋等が地域のまとまりとして眺望できます。



高層の建物や彩度の高い建物は、このような景観には調和しません。

方策 2 地域で採れる石材を用いたまちなみや屋敷林、生垣の多く残るまちなみ等の古い集落の独自の景観の保全を図ります。
古い集落(白谷清水地域、中山、小中山地区)

方策 3 歴史的なまちなみをゆっくり安心して散歩できるように、歩いて楽しめるネットワークづくりを進めます。

古い集落、歴史的まちなみ

古くからある社寺や祭り、歴史的資源周辺では、歴史的景観に調和する周辺景観の維持改善を図ります。

古くからある社寺(百々神社、長仙寺)や祭り、歴史的資源周辺

緑化や花壇等により緑と花によるまちなみ景観の演出を図ります。

多くの人を訪れている場所や優れた景観を有している区域

方策 4 地域の景観に配慮した公共公益施設のデザインガイドラインづくりを策定します。
小学校や中学校、下水処理場・ポンプ場、道路等も含めた公共公益施設

道

沿道景観軸

方策 1

海、山、農の景観の質を高めるため、電線類や広告物に対するコントロールや移設等を実施し、主要な沿道景観の改善を図ります。

国道、主要道路 等

眺望景観を阻害する高压鉄塔や風力発電、海岸の構造物等の景観的な配慮を検討します。

高压鉄塔、風力発電、海岸の構造物



美しい海岸景観の眺望を電柱や電線類、白いガードレールが分断しています。



電柱や電線類を整理し、ガードレールを落ち着いた色合いに変えると、海や半島の景観がハッキリします。

方策 2

主要な道路沿道については雑草の管理等の改善を図ります。

国道、主要道路 等

川

河川軸

方策 1

河川景観を阻害する河川沿いのゴミ対策を図ります。

汐川干潟、汐川、免々田川



廃棄された船



自然な川の景観

方策 2

干潟や河川の護岸・構造物等の景観的な配慮を図ります。

汐川干潟、汐川、免々田川

方策 3

干潟や河川景観の質を高めるため、広告物に対するコントロールを実施します。

汐川干潟、汐川、免々田川

方策 4

河川周辺の緑化について、関係機関と協議の上住民と協働で検討を行います。

汐川、免々田川

2 景観づくりへの誘導の枠組み

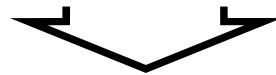
第2章で定めた景観形成方針の実現を図る際、その方針の内容により景観を誘導すべき対象範囲に違いが生じます。

例えば、視点場から眺める眺望景観に関する方針の場合は、その対象範囲は広域的な広がりをもつことになり、駅前や商店街、歴史的な町並み等の境界景観に関する方針の場合はその対象範囲は比較的限定的で、狭い範囲になると言えます。

このような景観形成方針の違いが、上記の景観づくりの際の誘導にどのような違いが生ずるかを整理したのが下図です。

	景観づくりの対象範囲	景観づくりの中でコントロールする要素	関係者(合意形成)
広域景観 (全市レベル)	全市的(広範囲)	大きく目立つもの (限定的)	多数 (多くの市民・企業)
境界景観 (地区レベル)	限定的(地区の範囲)	地区に応じて異なる (多種多様)	地区の住民、事業者等
身近な景観 (市民レベル)	身近な生活の場 (身の回り)	周辺の緑化活動 ゴミ、雑草等 周辺の生活環境	個人

このように、「広域景観については特定の行為について限定的なコントロールを行い、境界景観については地区の景観形成上必要な行為についてきめ細かく、かつ地区を限定してコントロールする、身近な生活の場の景観形成についてはゴミや雑草の除去等を進める」という3つの枠組みを用意することが実際の景観づくりの方策と考えられます。



3層構造の景観形成の枠組み

広域的な景観形成 (広域景観等)

…『広い範囲』を対象に『限定された行為(要素)』を誘導

地区的な景観形成 (境界景観等)

…限定的な『狭い範囲』を対象に『多様な行為(要素)』を誘導

生活の場の景観形成 (身近な景観)

…身近な生活の場におけるゴミや雑草を除去するなど、市民の手による清潔な景観の形成

3 景観形成の実現方策(全市レベル)

1 広域的景観のコントロール

多様な表情をもった景観を有する田原市では、大規模な建築物や工作物、開発など、田原市の景観形成に大きな影響を及ぼす行為はもとより、小さな規模のものでも景観や地域の生活環境に与える影響は大きくなる可能性があります。

従って、市全体の良好な景観形成に向け、広域的な範囲(全市レベル)を対象とし、特定の行為については市として最低限の基準により、景観に配慮、誘導することが大切です。

そのため、景観法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為を定め、行為ごとに、景観形成を図るための景観形成基準を設定します。

2 景観法に基づく届出対象行為

		届出が必要となる行為の規模等		備考
		まち(市街地)の景観エリア※市街化区域 海・山・農・まち(集落地)の景観エリア※市街化調整区域		
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の新築、増築、改築又は移転 	【高さ・色彩の景観形成基準】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築確認申請が必要な規模は全て対象 ■ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10mを超えるもの 【その他の景観形成基準】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ10m又は建築延べ面積500㎡を超えるもの ■ 増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの 		景観法第16条第1項第1号
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の新設、増築、改築又は移転 ■ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■ プラント等:高さ10m又は築造面積500㎡を超えるもの ■ 増築は、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの ■ 改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10mを超えるもの ■ 鉄塔等:高さ10mを超えるもの ■ 広告塔類:高さ4mを超えるもの ■ 増築は、増築後の高さが上記規模以上のもの 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発面積1,000㎡以上 	
良好な景観に支障を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の開墾 ■ 土地の形質の変更 ■ 土石の採取 ■ 鉱物の掘採 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 面積1,000㎡以上 		景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 面積1,000㎡以上 ■ 堆積の高さ3m以上 		景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木竹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 面積1,000㎡以上 		景観法第16条第1項第4号

3 景観法に基づく届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことができる特定届出対象行為を定めます。

- 建築物の建築等で、形態・意匠・色彩の制限に関する事項(景観法第17条第1項)
- 工作物の建設等で、形態・意匠・色彩の制限に関する事項(景観法第17条第1項)

4 景観形成基準

対象となる行為

- 建築物の新築・増築・改築・移転
- 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

エリア					景観形成基準		
海	山	農	まち				
			市街地	集落地			
○	○	○	○	○	基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。	
○	○	○	○	○		自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。	
			○	○	配 置	周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。	
○	○	○	○	○		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。	
			○	○		駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。	
			○	○		道路等の公共空間との境界部分には、公開空地を極力配置し、開放感等の創出に努める。	
○	○	○	○	○		敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。	
○	○	○	○	○		山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。	
			○	○		外 構	道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。
			○	○			塀、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう、高さやデザインに配慮する。
○	○	○	○	○	高 さ	建物の最高高さは10mとする。	
○	○					背景の山並みや周囲のまち並みとの調和に配慮し、突出する高さは避けるよう努める。	
		○				周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮し、農地景観を阻害するような突出する高さは避けるよう努める。	
			○			周辺の景観やまち並みとの調和に配慮し、周囲の建物より突出する高さは避けるよう努める。	
				○		地域のまち並みを守るため、周囲の建築物より突出する高さは避けるよう努める。	
○	○	○	○	○		主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。	
○	○	○	○	○		山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。	

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

エリア					景観形成基準	
海	山	農	まち			
			市街地	集落地		
○	○	○	○	○	形態意匠	自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。
○						周辺の海や山などの景観との調和に配慮する。
	○					背景の山や周辺のまち並みとの調和に配慮する。
		○		○		周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮する。
			○			周辺の景観及びまち並みや建築デザインとの調和に配慮する。
○	○	○	○	○		建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。
○	○	○	○	○		アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。
○	○	○	○	○		外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。
○	○	○	○	○		周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。
○	○	○	○	○		外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。
○	○	○	○	○	色彩	赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。
○	○	○	○	○		基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
			○			屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。
○	○	○	○	○	素材	周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。
○	○	○	○	○		地域に調和する自然素材(石、木材等)を使用するよう努める。
○	○	○	○	○		時間経過による退色、損傷、汚れに耐えるものを使用するよう努める。
○	○	○	○	○		清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
			○		附属建築物及び附属設備	主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努める。
			○			車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室等の附属建築物及びごみ集積所等は、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
			○			附属設備等は道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所や色彩に配慮する。
			○		屋上に設置する附属設備等は、周囲の壁面を立ち上げるか、ルーバー等で覆うよう努める。	
○	○	○	○	○	緑化	敷地内は可能な限り緑化に努める。
○	○	○	○	○		道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
			○			樹木による四季の演出や樹容が優れているシンボルツリー的な植栽に努める。
○	○	○	○	○	照明	使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。
			○			ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。

■特例措置

- 用途上又は構造上やむを得ないと認められたものについては、特例措置として本計画における高さの最高限度の対象外とします。ただしこの場合、あらかじめ(仮称)田原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- (仮称)田原市景観条例の施行時に既にある建築物の高さが本計画で定める高さの最高限度を超えている場合は、既存の高さまでの範囲において建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。
- 市内には既に、自然公園法(昭和32年法律第161号)による三河湾国定公園及び愛知県自然公園条例(昭和43年条例第7号)による渥美半島県立自然公園、建築基準法(昭和25年法律第201号)等により高さの最高限度が定められている地域があります。これらにより定められた高さの最高限度が本計画で定める最高限度よりも数値が小さい場合は、対象関係法令による最高限度が適用されます。
- 海の景観エリアにおける伊良湖岬先端部の形態制限除外区域(建ぺい率70%、容積率400%)については、高さの最高限度の対象外とします。

対象となる行為(全エリア共通)

- 工作物の新築・増築・改築・移転
- 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

基準	
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■ 統一感のあるまち並み形成に配慮する。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合は、その景観の保全に配慮する。 ■ 周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。 ■ 建築物と一体となっている場合は、主体建築物と一体感のあるデザインとなるよう努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。 ■ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐えるものを使用するよう努める。 ■ 清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ■ 使用光源は穏やかなものとし、周囲の環境に配慮する。 ■ ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。

対象となる行為(全エリア共通)

- 土地の開墾
- 土地の形質の変更

基準	
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ■ 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
伐 採	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。 ■ 生態系に配慮する。

対象となる行為(全エリア共通)

- 土石の採取
- 鉱物の掘採

基準

遮 蔽	■道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽する場合は植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
環 境	■採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。

対象となる行為(全エリア共通)

- 木竹伐採

基準

伐 採	■大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。
環 境	■生態系に配慮する。

対象となる行為(全エリア共通)

- 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

基準

遮 蔽	■遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
高 さ	■物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。

4 境界景観形成の実現方策(地区レベル)

1 地区の景観まちづくりに向けた検討

地区レベルである境界景観のコントロールはきめ細かい景観コントロールが必要となるため、地区住民の方との検討が必要となります。そのため、境界景観、地区レベルでの景観コントロールは景観形成を重点的に行っていく地区(重点整備地区)の範囲を定め、区域を限定して良好な景観まちづくりに向けた取り組みを図ります。



まずは地域のことを考え
てみます



地域をよく見てみます



他の都市も参考に
見ます



地域を多くの人と
見えます



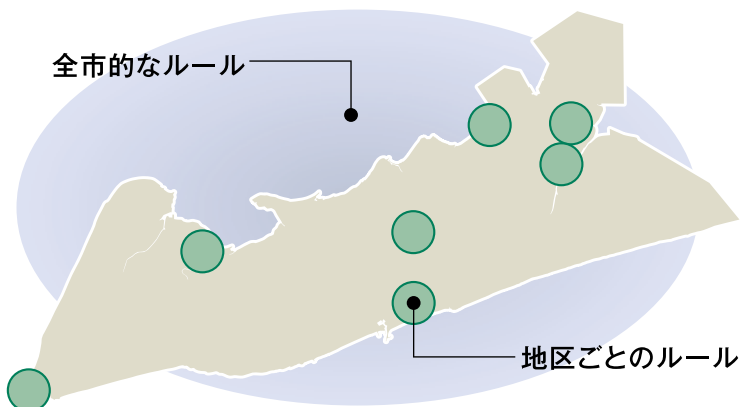
景観まちづくりを
実践する組織をつ
くります



景観まちづくりの実践

他市における景観まちづくりの取り組み風景

2 地区単位のルールづくりの実践



3で示した景観形成基準は、海・山・農・まちごとに分類した全市的なルールで、広域的なコントロールをするための最低限のルールとして機能するものです。

今後は、田原市の多様な特性を持った地域において、市としての最低限の基準をベースに、地域の特性に応じたきめ細かいルールづくりが望まれます。

ルールのイメージ(P22以降参照)

5 身近な景観形成の実現方策(市民レベル)

1 身近な景観形成のコントロール

身の回りの生活空間を向上させるためには、個人個人が身の回りの景観づくりに積極的に係わることが大切です。例えば身の回りのゴミや雑草等を積極的に除去したり、周辺の緑化活動に努めることが考えられます。

このように個人個人で身の回りの景観づくり活動が広がっていくことは、地域の景観の創出につながっていき、かつ、境界地区の景観向上にもつながります。



お店の前の清掃と花の水やり



ちょっとした気配りがまちの景観をなごませます

他市における風景



第4章

良好な景観形成に向けた 取り組み



第4章 良好な景観形成に向けた取り組み

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

田原市には、地域の景観を特徴付けている建造物（建築物・工作物）や樹木があります。こうした建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、まちなみを構成する重要な要素になっていたり、まちの中に1本残されていても周囲の景観のアクセントとなっている場合もあります。

こうした地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

1 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が地域の景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から容易に見ることができ、建築後50年以上経た建造物のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

- 地域のシンボルとして親しまれているもの
- 地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの
- 農村、漁村にあつて地域の景観を特徴付ける要素となっているもの
- 産業遺産や土木遺産、戦争遺産などで、地域の景観のシンボルとなっているもの
- 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
- また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの
- 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているもの
- や、その時代の匠や職人の技が光るもの



白谷の石積みの上に建つ倉



戦争遺産(旧陸軍技術研究所伊良湖試験場)

2 景観重要樹木の指定の方針

樹容が美観上優れ、道路などの公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを指定します。

- 市街地においてシンボリックな樹木となっているもの
- 農村、漁村にあつて地域の景観を特徴付ける要素となっているもの
- 良好な水辺景観を構成する樹木となっているもの
- 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
- また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの
- たはらの巨木・名木100選に選定されているもの



たはらの巨木・名木100選に選定された養性寺のスタジイ



昭和初期からある福江市民館前のヒマヤスギ

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、公園、河川、港湾などの公共施設は、景観形成に重要な役割を担っています。田原市の景観まちづくりについて重要な景観軸と景観拠点となる公共施設は、施設管理者と協議・同意の上、景観重要公共施設として指定し、田原市の良好な景観形成を図るものとします。

なお、指定後は、良好な景観形成を先導する公共施設としての施設整備方針を施設管理者と協議・設定します。

■ 国道259号及び国道42号においては、海や山への自然景観に配慮した施設整備を検討し、住民協働型の維持管理方策等についての検討を行います。

例：海が連続して見える区間の電柱、電線類の整序やガードレールの美装化を実施する。
道路から望見できる屋外広告物や土取りについての制限に関する検討を行う。
雑草の除去や清掃、道路沿道の花壇づくりなどを住民との協働により実施する。

■ 都市公園については、周辺の自然景観や歴史的な景観に配慮して、施設整備を行うように検討します。

例：周辺の自然景観への配慮及び地域の歴史的な景観へ配慮した整備を実施する。
公園内の施設についても、周辺の自然景観や歴史的景観に配慮した素材や色彩を用いる。

■ 河川については、散策路や並木道沿いなどにおいては、河川景観や周辺の山などの眺望景観に配慮した施設整備を行うように検討します。

例：桜の並木みち、水辺を巡る散策路や広場等の整備により、多様な自然との触れ合いの場を創出する。
自然環境を適切に保全管理し、多自然づくりを推進していく。
工作物を設置する際は、特に自然景観との調和に配慮し、地場材や自然素材の活用に努め、色彩は自然景観に調和しやすい低彩度色とする。
河川沿いの散策路等から望見できる屋外広告物の制限を検討する。
水質浄化、ゴミ、沈船の除去等を検討する。

■ 国道以外の主要な道路においても、周辺の景観に配慮した施設整備を検討します。

例：海が連続して見える区間の電柱、電線類の整序やガードレールの美装化を実施する。
雑草の除去や清掃、道路沿道の花壇づくりなどを住民との協働により実施する。

■ 港や海岸においては、海への視点場や海の自然景観への眺望に影響することから、景観に配慮した施設整備に配慮することを検討します。

例：港は周辺の集落も含めた港町としての景観づくりを検討する。
海への眺望に配慮した施設整備を行なう。

■ 国有林や県有林、市有林等の樹林の伐採について、景観に配慮することを検討します。

例：主要な道路からや視点場から眺望できる場所では可能な限り大規模な皆伐を避け、適度に樹木を残し速やかに造林を行うなど、伐採による景観への影響を小さくするよう検討する。

3 屋外広告物の景観形成に関する方針

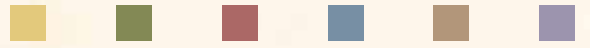
屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として、見る人に楽しさを与え、まちの賑わいに繋がる一方で、無秩序な設置が行われた場合には、良好な景観を阻害する要因になります。

そのため、田原市屋外広告物条例を制定し、地域特性や景観形成方針を踏まえ、禁止地域・許可地域指定及び許可基準等を定めて、田原市の特色に応じた屋外広告物の誘導を図ります。

- 国道259号及び国道42号沿線を禁止地域への指定を検討します。
- 自然公園区域指定地域において、禁止地域あるいは許可地域の指定を検討します。
- 景観重点整備地区の指定と併せて、当該地区における独自の屋外広告物の制限の検討を行います。

4 自然公園法の特例に関する事項

三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園の特別地域及び普通地域において、届出対象行為及び景観形成基準について、自然公園法上の上乗せ許可基準の設定を検討します。



第5章

景観まちづくりの 推進施策



1 計画の推進

田原市らしい良好な景観まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携して取り組むことが大切です。

市民の役割

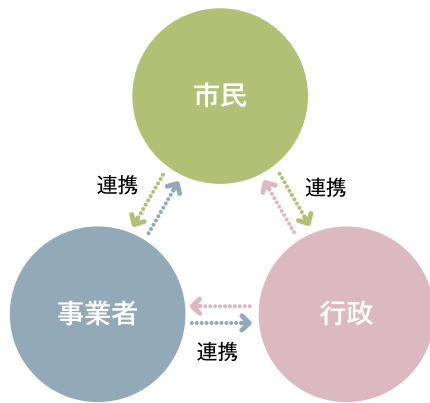
景観まちづくりを進める上でその主体となるのは、その土地を一番よく知り、そこに暮らす方々です。常日頃から景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手であることを認識することが大切です。

花を植えるなどの活動だけでなく、ゴミ拾いや、雑草の除去、違法看板の除却等生活環境の向上を図る取り組みも含めて良好な景観づくりに努める必要があります。

事業者の役割

商業や工業、建設業をはじめ事業者は、景観と何らかの関わりを持っています。建築・土木・屋外広告物など直接的に景観をつくる事業においては、構造物が周辺の景観に及ぼす影響が大きくなる可能性があることを認識することが大切です。

そのため、事業者は、田原市のまちづくりを担う一員として、景観づくりの影響の大きさを認識し、これに配慮した景観づくり、例えば、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為等の展開に努める必要があります。



市民、事業者、行政の関係

行政の役割

景観基本計画に基づき、市民みんなが同じ方向性で、田原市の景観を守り、育んでいけるように、景観まちづくりの方針を示し、それを踏まえた景観施策を実施していくことが必要です。

また、市民・事業者に対して、景観施策への理解を求め協力を得るための普及啓発に努めるとともに、公共施設の整備に責任を持ち、田原市の景観づくりの先導役としてふさわしい景観に配慮した施設づくりを進めます。

2 景観まちづくりの進め方

市民・事業者・行政が協働で田原市らしい良好な景観まちづくりを進めていくための進め方を以下に示します。

【景観まちづくりの進め方(スキーム)】

	市民・事業者	行政
ステップ 1 (周知期 H25~) 景観まちづくりの大切さを知る	<ul style="list-style-type: none">■ 共通意識の醸成■ 景観まちづくり活動への参加・取り組み	<ul style="list-style-type: none">■ 景観まちづくりに関する取り組みの普及・啓発
ステップ 2 (実践期 H30~) 景観まちづくり活動の実践	<ul style="list-style-type: none">■ 地域の歴史・特色を踏まえたルールづくりを検討し、地域ごとに景観まちづくりの展開	<ul style="list-style-type: none">■ 景観計画の推進■ 景観重点整備地区への支援■ 他の関連計画との連携
ステップ 3 (展開期 H34~) 景観まちづくり活動の展開と自立	<ul style="list-style-type: none">■ 自らが担い手となって景観まちづくりを展開	<ul style="list-style-type: none">■ 景観まちづくり活動に対する支援等

景観まちづくりの進め方

1 市民として取り組むこと

ステップ 1

- 暮らしの中の景観に関心を持つように努めましょう。
- 地区で行われているまちづくり活動に積極的に参加し、良好な景観の保全に努めましょう。
- 地域の歴史を学び、景観づくりについて考え、まちづくり活動の中で、景観的な視点を加えるよう努めましょう。
- 河川や道路沿道にはできる限り花や緑などを用いた緑化による修景を行い、地区の良好な景観の保全に努めましょう。
- 景観形成基準にそって地域に調和する建築や工作物の設置を行うよう努めましょう。
- 先人たちが築いてきた歴史資産を保全し、そのための助成制度等は積極的に活用しましょう。

ステップ 2

- 地域のルールづくりの場に積極的に参画し、地域に適したルールづくりを検討しましょう。
- 景観まちづくりの主体となる組織づくりを検討しましょう。

ステップ 3

- 景観に関する届出などのルールを守り、各種制度を活用しましょう。
- 市の景観まちづくりに積極的に参加しましょう。

2 事業者が取り組むこと

ステップ 1

- 田原市のまちづくりを担う一員として景観まちづくりの重要性を認識しましょう。
- 地域の景観に調和する建築物や工作物の設置に留意しましょう。
- 国道や主要な道路沿道の事業者は、積極的な緑化を行うよう努めましょう。
- 地域での景観まちづくり活動に積極的に参加するよう努めましょう。
- 臨海工業地帯においては、田原臨海景観計画（平成11年3月策定）に配慮した景観まちづくりを進めましょう。

ステップ 2

- 地域のルールづくりの場に積極的に参加し、景観まちづくりに関わらしましょう。
- 景観形成基準に遵守し、景観に配慮したモデル的な企業となるよう努力しましょう。
- 屋外広告物については周辺の景観に配慮し、不必要な宣伝看板はできる限り設置しないよう努めましょう。

ステップ 3

- 渥美半島観光ビューロー、観光事業者、交通事業者の行う各種イベントと景観づくりを連携させ、景観まちづくりを推進しましょう。
- 渥美半島ならではの農業、漁業の振興を景観づくりと関連させて展開しましょう。
- 大規模な産業施設や港湾施設、発電施設のダイナミックな景観の魅力を高め、産業観光を振興しましょう。
- 伊良湖岬の観光施設の統一的な（テーマ性を持った）景観づくりを推進しましょう。
- フェリーから眺める伊良湖岬周辺の景観づくり（田原の海の玄関口づくり）（緑化、外壁の色彩等）を進めましょう。

3 行政が取り組むこと

ステップ 1

- 愛知県と協議の上、景観行政団体に移行します。
- 景観法に基づく(仮称)景観条例や景観まちづくりの具体的なルールづくり等積極的な景観施策を行い、景観まちづくりを推進します。

(仮称) 田原市景観条例の制定

景観法に基づく条例の制定を検討し、田原市景観基本計画を法定計画に移行させます。

(仮称) 田原市屋外広告物条例の制定

屋外広告物法に基づく条例の制定を検討します。

(仮称) 田原市景観形成ガイドラインの策定

田原市の景観計画に定められた色彩の方針や制限の内容を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

(仮称) 公共施設等デザインガイドラインの策定

田原市が設置する公共施設について、田原市の景観に配慮した施設となるようその配慮事項を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

(仮称) 田原市屋外広告物ガイドラインの策定

(仮称)田原市景観計画に基づき屋外広告物の制限の内容を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

- 景観まちづくりを推進するため、庁内での推進体制を検討します。

(仮称) 田原市景観審議会の設置

良好な景観形成に関する事項について、重要な決定等を行う組織の設置を検討します。

- 景観基本計画に関する審議
- 届出制度の運用(勧告や変更命令等の行政指導等)に関する審議
- 景観法に基づく各種制度(景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等)の活用や運用に関する審議
- 重点地区の指定 等

(仮称) 景観アドバイザー制度の導入

田原市の良好な景観形成に関する専門的事項について、専門家から助言を受けることができるよう「(仮称)景観アドバイザー」制度の導入を検討します。

- 景観まちづくりの大切さを広く市民に周知し、普及・啓発を図ります。

- 景観重点整備地区(候補地)を選定し、景観まちづくりに向けた取り組みを働きかけます。
- 景観まちづくりを推進する地区の住民活動に対し、専門家を派遣し、その活動を支援するとともに、これらの活動経緯を広報や市のホームページ等で紹介します。
- 市民の一層の関心を高めるため、身近な景観づくりを具体的に実践します。
- 景観学習を実践するために、学校教育や生涯学習の場で田原市の景観について考える機会の創出を検討します。
- 景観まちづくりの推進に寄与する建築行為や住民活動等を顕彰し、広報等を通じて広く市民に紹介します。



免々田川沿いの桜の植栽



免々田川沿いの菜の花

ステップ 2

- 景観まちづくり活動を推進させるための活動組織の立ち上げを積極的に支援し、これらの組織の活動に対して支援します。
- 地区住民の景観づくりに対する関心が高く、市民参加の先進事例となる地区（住民協定地区）を積極的に支援します。
- 景観まちづくりに向けたルールづくりに向け意識の啓発を図ります。

ステップ 3

- 景観基本計画及び（仮称）田原市景観条例及び各種ガイドライン、各種景観施策の適切な運用により、良好な田原市の景観形成を推進します。

- 電柱電線類の改善による視点場からの景観を改善する。
- オープンガーデン制度の創設や花いっぱい運動の継続及び拡大を検討する。
- ゆっくり安心して歩ける歴史や緑のネットワークづくりを推進する。
- 市街地等における空地や廃屋等の景観の改善を検討する。

- 市関連計画と景観基本計画との連携を図り、良好な田原市の景観形成を推進します。

4 他の計画との協働及び連携

本市では既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中にも田原市の景観づくりに関わる事項が多く記されています。これらの計画を実践する際には、景観基本計画との整合を図りながら庁内はもとより、市民、事業者と協働・連携しながら実践していきます。

本市の各分野においては以下のような観点から景観基本計画と整合を図っていきます。

分野		景観への配慮や検討を進める事項
都市計画 分野	事業系	景観に配慮した道路・公園の整備等
	計画系	景観に配慮した土地利用のコントロールのあり方の検討等 ● 市街化調整区域の適正な建ぺい率、容積率の検討 ● 民間開発にあたっての景観の配慮事項
教育分野		歴史資源・文化財等の保全、景観教育の推進等
農政分野		農地保全、農地の土砂流出防止等
環境分野		漂着ゴミの処分法の検討等、景観に配慮した風車、メガソーラー等の設置
観光分野		景観資源のネットワーク化やPR活動等

3 景観まちづくりを促す啓発奨励施策

景観まちづくりを促すためには、景観まちづくり活動の大切さの啓発に加え、市民が景観まちづくり活動に係わることができる多様な機会を用意することが重要です。

以下、景観まちづくり活動を促す啓発奨励施策を重点プロジェクトとして位置付け、市民がわかりやすい成果指標を設定します。

1 既に実施している事業

「まち角花一杯プロジェクト」(昭和57年～)

- 目的 市民の手による道路空間等を活用した花壇づくりによる景観づくり
- 成果指標 花壇面積、地区数

「野の花拡大プロジェクト」(平成11年～)

- 目的 休耕地等を活用して景観作物を生育させ、美しい田園景観を創出(菜の花、コスモス、ポピー、ひまわり等)
- 成果指標 景観作物等作付面積の割合

「美しくする推進デー」(平成4年頃～)

- 目的 身の回りのゴミ、雑草等の除去
- 成果指標 団体数、活動回数



雑草の除去により美しい道路に

2 基本計画策定後、制度の検討・実施する事業

「国道沿道野立看板ゼロプロジェクト」(平成26年度以降)

- 目的 国道沿道における野立看板を抑制
- 成果指標 野立看板増設数ゼロ

「オープンガーデン・プロジェクト」(平成26年度以降)

- 目的 個人の庭づくりを来訪者に観賞してもらう機会の創出と交流促進(地域の方と地域の方、地域の方と観光客の交流)
- 成果指標 オープンガーデン登録数

「景観づくり表彰プロジェクト」(平成26年度以降)

- 目的 景観に配慮した建築行為、開発行為、土地利用、農地景観等の奨励
- 成果指標 表彰数(部門別)



田原市

田原市景観基本計画（概要版）

発行：平成25年3月

発行者：田原市

編集：都市建設部 街づくり推進課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1

TEL:0531-23-3535 FAX:0531-22-3811